

中野区児童相談所の運営状況について

区は、令和4年4月1日に児童相談所を開設した。

これにより、市区町村の子ども・家庭相談機能に加え、子どもの一時保護や措置等の法的権限を有することによる一貫して迅速な児童虐待等への対応や、地域と連携したきめ細かい支援を行える体制となった。

開設から同年7月末現在の運営状況について以下の通り報告する。

1 児童相談所の相談受付状況(令和4年7月末現在)

(1) 新規受付件数

受付月	4月	5月	6月	7月
受付件数	115	131	153	110
(内虐待相談)	(73)	(81)	(111)	(62)

■令和3年度(年間:中野区子ども家庭支援センター)

受付件数	1,924	(内虐待相談)	(※1,173)
------	-------	---------	----------

(※関係機関虐待調査 585、区への通告 588)

■令和2年度(年間:東京都杉並児童相談所(中野地区))

受付件数	707	(内虐待相談)	(430)
------	-----	---------	-------

(2) 前年度からの引継件数

東京都杉並児童相談所から移管した件数	229	(内虐待相談)	(86)
区から継続した件数	130	(内虐待相談)	(92)
計	359	(内虐待相談)	(178)

2 一時保護の実施状況(令和4年7月末現在)

(1) 月別一時保護件数(当該月に新たに一時保護となった児童数)

受付月	都から移管	4月	5月	6月	7月
所内一時保護	0	6	3	11	6
一時保護委託	13	1	1	3	5
(内他自治体)	(9)	(0)	(0)	(1)	(1)
他自治体一時保護受託	0	1	0	0	0
計	13	8	4	14	11

内訳	乳幼児	3	2	1	1	3
	学齢女子	8	5	3	5	5
	学齢男子	2	1	0	8	3

(2) 新規入所における身柄付通告件数（割合）

件数(割合)	11(30.6%)
--------	-----------

■令和2年度(年間:東京都全体) 69.1%

(3) 退所者の平均保護日数

日数	26.5
----	------

■令和2年度(年間:東京都全体) 42.6日

(4) 在籍校への登校児童人数

所属別児童人数	小学生1、中学生2、高校生2
---------	----------------

この他、一時保護所内における学習支援については、児童ごとに在籍校と学習状況等の情報を共有し、個々の状態に合わせた対応を行っている。

3 愛の手帳の進達状況（令和4年7月末現在）

進達月	4月	5月	6月	7月
新規件数	—	7	7	7
更新・その他件数	—	4	8	4

4 社会的養護の実施状況（令和4年7月末現在）

(1) 児童養護施設等措置児童人数

里親	乳児院	児童養護施設等
12	9	54

(2) 区内里親登録家庭数（内委託家庭数）

養育家庭	養子縁組
17(10)	8

5 専門的対応の実施状況（令和4年7月末現在）

(1) 医学相談

児童精神科医等が、子どもや保護者等への医学的診断、職員への助言等を行っている。

実施回数	実施件数(延べ)
25	40

(2) 法的対応相談

法的対応専門員（弁護士）が、法的な知見を要する案件について、職員への助言等を行っている。

実施回数	実施件数(延べ)
16	48

(3) 児童相談専門支援

児童相談専門支援員が、子どもや保護者等の環境が複雑で専門的な見立てが必要な案件や児童相談体制の充実・強化について、職員への助言等を行っている。

実施回数	実施件数(延べ)
9	27

6 権利擁護に関する取り組み

(1) 児童養護施設等措置児童

子どもの権利、意見表明等の説明や連絡先が記載された子どもの権利ノートや、意見記載用紙を個別に配布している。

児童福祉司や児童心理司が施設等へ訪問し児童の声を聴き取っている。

(2) 一時保護児童

子どもの権利、意見表明等の説明や対応が記載された入所のしおりや、意見記載用紙を個別に配布している。

児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が一時保護所等において児童の声を聴き取っている。また、一時保護所内で子どもの心理教育や意見表明機会を確保（週1回程度）している。

加えて、一時保護所に設置された意見箱に投函された意見や、第三者委員が一時保護所へ訪問し（月2回程度）聴き取った児童の声へ対応している。